

テーマに関するこれまでの主な意見

第 6 回の議論を踏まえて追記

書面提出資料（第 5 回）を踏まえ追記

質保証システムの全体像

（質保証システムの存在意義）

- 学生のことを考えると、一切規制をかけずに、大学を作りたければ自由に作り、質が伴わない大学は誰からも選ばれずに淘汰されていくというようなことにはできない。そのために設置基準による事前チェックの仕組みがある。その上で、学びたい学びが確保できるかということを保証する仕組みとして、認証評価を含めた事後的なシステムがあり、それが質保証の基本的な仕組みとなっている。
- 個別の大学単位で質が担保されているかどうかという次元でなく、大学のシステム全体がどうすればクオリティを上げていくことができるのかという観点が必要。
- 21世紀へ向けて大学の質をどう保証するのかという方向で議論を進める必要。
- 日本の大学は国際的な環境下にも置かれている訳で、学生の流動性を確保するためにも、各大学の個別の質と日本の高等教育の質を確保していかなければならない。そのためには設置基準をはじめ質保証システムがあるという認識が必要。
- 自分たちはどう教育の質を担保し、カリキュラムを組み立てているのかということを検証するシステムを持っているかが質保証のシステムを成立させている。一方で、それすらできていない大学をどうするのかという問題も生じる。
- 教育の主体は大学であり学修の主体は学生であることから、学修の成果は学生によって異なる。「質保証システム」としては、「学修の質」を保証するための必要条件である「教育の質」を保証するべく、議論を進める必要がある。
- 職業人を育てる大学や学術研究を推進する大学など、日本の大学は様々な役割を持っている。地域貢献を目指す大学と研究者を育てる大学とでは、重視する点が異なる中で、システムの受け入れられ方も変わっていく。
- 質保証システムの見直しに当たっては、システムができれば何か全ての質が保証されるものではなく、全てをこのシステムで見るべきと考える必要はないと考える。システムを硬直的に考えすぎると、流動性が低くなり、かえって個別の大学の負担が大きくなりすぎる。
- 制度化された仕組みが、教育に対する新たなニーズへの対応や教育手法の革新を阻害するがないようにしなければならない。

(トータルシステムとしての質保証システム)

- 国が定めた最低基準を、設置認可時だけでなく、事後チェックのプロセスも通じて確認する仕組みづくりが必要。
- 実効性のある質保証のシステムを構築するには、設置認可（事前チェック）を厳格化する、あるいは認証評価（事後チェック）で厳格に確認し、問題がある場合はいわゆる「退場」もありうる制度を構築することになり、どのようにバランスを取っていくかことが重要である。
- 設置基準や設置認可審査のプロセスは単なる必要条件であり、大学の構想や取組に対して最低限揃っているかを確認しているだけで、十分条件についてはどこかで保証されているわけではない。大学が質の高いレベルであるいは理想とするレベルで質が保証されているのかといった十分条件については、認証評価はその一部分しか見られておらず認証評価だけでは限界があり、各大学の内部質保証を含めたトータルで質保証の問題を考えていくことが必要ではないか。
- 今後コロナの影響や、国際化・多様化への対応など、設置基準の緩和という方向になるだろうが、その際の大学の質の保証が問題になり、内部質保証として大学が自ら改善していき、それを認証評価でチェックすれば良いという方向になるかもしれない。しかしながら、認証評価は基準を各機関が定めて見ていくというものであり、認証評価に多くを求め過ぎると機能しなくなってしまう。大学自身が内部から保証する部分と外部から保証する部分のバランスをトータルシステムとして見なければならないので非常に難しい議論になる。
- 事前規制から事後チェックという大きな移行をしてきた中で、設置基準の大綱化・準則化、届出制の導入など自由度を増す一方で、自己点検・評価、情報公表の義務化、認証評価制度の導入など、緩和と強化が並行して取り入れられてきた。これにより、社会の変化に柔軟に対応できる大学の多様化は進んできた。一方で、大学がどんどん増加し、中には非常に意識の低い大学も参入していると言わざるを得ない状況であり、当初、劣悪大学は自然淘汰されるという市場原理が考えられていたが、これが十分に機能していないのではないか。
- 質保証を考える上で、大学の2極化という問題があり、リスクベースの質保証システムを取り入れていかなければならぬと考えている。問題のある大学はしっかりと確認して、問題のない大学は認証評価を簡素化するというコンセプトが必要になるのではないか。例えば、通常は設置審査を厳しくして、あるいは初回の認証評価を厳しくするようなシステムを取り、内部質保証を重点的に確認し、できている大学の手続は簡素化するというような2極化の発想をどのように設置基準やシステムに組み込んでいくのか議論できればと考えている。
- 大学の多様化、グローバル化、オンライン化に合わせた質保証システムの見直しが必要。具体的には、大学の二極化を踏まえリスクベースのアプローチ、国際通用性をもった質保証システムの見直し、ハイブリッド授業に対応した質保証システムの見直しが必要。

- 大学の「自助」による自己点検評価によって内部質保証が機能することが理想であり、その際、「共助」としての認証評価が多くの大学にとって効果的な支援となる。しかし認証評価は強制力がないため、著しく質が低下した大学に対しては限界があり、そうした大学に対して強制力のある指導や命令を行う「公助」としての文部科学省の役割が重要であり、実効性のある事後チェックを実現するには「共助」と「公助」の役割分担を明確にする必要がある。

(トータルシステムの中での大学設置基準)

- 現行の設置基準はすでに定量的な基準は削除されており、これ以上に緩和する必要があるかは大いに疑問。一方、認証評価も受審負担が課題とされており、認証評価によって確認すべき点を重点化し、受審負担を軽減していくことが必要。これらを踏まえ、設置基準の改正は、認証評価と一体になって考える必要がある。
- 大学設置基準等において教育組織の最低限の基準を定めるとともに、それぞれの教育単位（大学、学部、学科、コース等）が、自らが行う教育の目的、目的に沿った教育の質保証の考え方・方法を明確にし、それを実装し検証する仕組み（センター、委員会等）を作ることが必要である。また、仮に大学設置基準を変更する場合には、その変更の結果教育の質が低下するようないよう、認証評価等によって確認する仕組みを整備する必要がある。
- 設置基準で規定されているものに関して、一つ一つ検討をして、時代に合わないものを考え方直していくということが必要ではないか。その上で、現行の設置基準にはないが、今後求められるものについて、設置基準に盛り込むのか、認証評価などで見ることとするのか仕分けしていくことが必要。
- 日本の高等教育に必要なことは「混合」であり、時間と空間を超えた協働的な学びが必要になる。そのためにも、学部・学科の設置等にあたっては、特色ある研究を基盤とした教育課程の開設、教員配置を実現できる設置基準とするべき。
- 教育研究組織が縦割りであることが課題であり、若手研究者が指導教官とは異なる新たな研究領域を切り開くことができるよう、大学院では研究科・専攻に捉われずに研究ができる教育組織とするべき。

(トータルシステムの中での認証評価)

- 文部科学大臣が認証した評価機関が評価を実施しており、その評価が大学による内部質保証に重点を置いているので、国は細部にまで関与するのではなく、「枠組み」の設定にとどめる方がよい。ただし、現在、認証評価機関は、認証された後は、文部科学大臣に対して自己評価書を提出するにとどまっているため、「枠組み」の確認を厳格化した方がよい。
- 認証評価については、各機関で可能な限り統一的な基準が求められる。

- 各認証評価機関別の評価結果を、1年ごとに国においても公表する仕組みを考えるべきではないか。特に、不適合の大学についてはこれから入学する学生や保護者にとっても分かるように公表する必要がある。
- 認証評価結果の公表をする際には、様々なステークホルダーが理解できるような形にすることが必要であり、各大学の理念や目的に基づいた個性的な取り組みや、質向上に取り組む事例を、国や評価機関が積極的に発信していくことで、大学の質向上の取組を社会に対して伝えていくことができるのではないか。

(質保証システムの国際通用性)

- 海外の大学と単位互換でも問題ないように、学位や分野ごとの水準を保証する仕組みを共通基盤として整えるべき。もしくは、国として難しいのでれば、大学間でそうした共通基盤を作る取組をエンカレッジしなければならない。
- 学位の質をどう考えるか。学位の名称が多すぎるのは問題ではないか。学位の国際通用性の観点からもその在り方について考えることが必要。
- 国際通用性のある質保証を考える際には、学位の種類や分野のレベルという側面と各大学が独自の観点で質向上するといった側面があり、前者について日本は議論が進んでいない。

「質が保証されている大学」とは

- 「質が保証されている大学」についてという根本的な部分をまずしっかりと議論することが重要。最初にこの部分を議論しつつ、個別具体論に入り、また全体の議論に戻って最終的にどう整理できるのかという観点で進めていく必要。
- 大学が自ら定めたディプロマ・ポリシーは社会に対するコミットメントである。教学マネジメントの観点から、大学自らが3つのポリシーに基づく質向上のプロセスに取り組めるような仕組みづくりを強化していくとともに社会にわかりやすく発信していくことで、日本の大学教育改革の目的、狙いを社会に浸透させていく必要がある。
- 「質が保証されている大学」には、①3つのポリシー等が教育単位の構成員である個々の教員・職員・学生にしっかりと共有され、また外部に公表されていること、②学生が入学時から目的に沿ったカリキュラムを学ぶように設定されていること、③学内に3つのポリシーに基づいた教育が行われていることを確認するための仕組みが教育組織単位で設けられているとともに、学生を含む質保証点検の会議体が存在すること、④教育課程に関する教員相互のピアレビューが実施されていること、⑤外部から評価を受けるとともに、設置基準、認証評価に関する情報をはじめ、積極的に情報が公表されていること、が必要ではないか。

(学修成果による質保証)

- 学生数や教員数、施設の面積・設備といった外的的な基準により大学教育の質保証を行

うという考え方から、学生が何を身に付けたのか、何ができるようになったのかという学修成果による質保証へと変わっていくべき。

- 入学時のいわゆる偏差値による質保証から、卒業時の多元的な成果による質保証が求められる。
- 教える教員側の「教育の質」も重要であるが、学ぶ学生側の「学びの質」が保証されることを制度的にどう担保することができるのかが必要。
- 大学間あるいは社会との間で学生の学修成果を確認するような仕組みができないか。
- 「学修者本位」といったとき、学びたいことを学べることが学修者本位なのか、力をしつかりとつけてあげることが学修者本位なのかは、しっかりと議論しなければならない。
- 大学教育の質とは、卒業までにどのような学生を育てていくか、どのような力を身につけることができる大学なのか、ということに帰着する。学生が時間外も学修し、その成果を次の授業で深められるような授業の在り方、カリキュラム設定が必要。

(「学修者本位」の学びを実現するための教学マネジメント)

- 学修成果の可視化を中心とする教学マネジメントの確立と不断の教育改善の営みによる学修者本位の教育の実現が必要。
- 「教学マネジメント指針」に掲げられた取組が行われていることが必要。
- 「教学マネジメント指針」は、グランドデザイン答申にも掲げられた学修者本位の教育への転換を実現するという大きな目標を果たすために必要な考え方、理念を盛り込んでおり、今後、各大学において具体的に取り組まれることを期待したい。
- 大事なことは学修成果を可視化し、授業レベルでの質保証を超え、各科目や科目群がディプロマ・ポリシーに紐づけられること。各大学は内部質保証として、それがどのように評価されるのかを考えることが必要。
- 学位プログラム毎には評価ができていない。大学側で教員構成を含めた学位プログラム毎の適切性をきちんと説明するシステムが必要。
- 自己評価をエビデンスベースで学生と教員が言語化することによって往還しながら行う取組は、大規模大学ではこれまで行われて来なかったと思うが、学部・学科単位で工夫するなど、流動性の高いこの時代にあってはぜひ多くの大学で行っていく必要がある。

(授業内容・授業方法)

- 教育の質保証を行うためには、細切れの授業科目を多く薄く学ぶという体制から、深く学ぶという体制に大学教育を変えていくことが重要。

- 教育の質保証を担保するためには教員の意識を変えていくことが必要。オンライン授業が進む中では、TAの関与や教員間のチーム・ティーチングといったことも重要。
- 求められているのは授業の質を向上させる方策としてのデジタルの活用であり、大幅な移行ではない。デジタル技術を活用した望ましい授業の在り方について、対面授業の重要性と合わせて研究を進めていく事が必要。
- オンライン教育の進展に当たっては、学修時間の確保や施設設備、成績評価の在り方などについてしっかりと検討をする必要がある。

(多様化が進む中の質保証)

- リカレント教育をはじめ、多様化の中での質保証はこれから質保証を考える上で重要な視点。
- 大学の質保証を考える場合、大学の多様性を認める限りは、各大学の学位の質ということになるのではないか。
- 学ぶ目的も年齢層も大学教育に至るまでの過程も様々であり、学生が多様化している。そのような中で学修者目線からは、リメディアル教育を強化し、入学した学生を高等教育の土俵に乗せて成長させていくということも考えなければならない時期に来ている。
- 非同時の通信制の教育の中でも双方向性が重要であるということは、学ぶ者と教える者が一緒にやり取りをしながら学んでいくというある種の共同体意識が重要であるという証左となる。オンライン授業が一般化した場合、学生が非常に多様となり、その際に何をもって共同性を担保するのかが重要となる。
- 多様である大学を一律の基準で評価することは適切ではないのではないか。必要最低限の基準を定め、それより先は各大学が目指す方向性に応じた評価を受けるという形が望ましのではないか。

(多様性を保証するための仕組み)

- 教員や学生の多様性を確保するためには、設置基準等の中で、多様性を担保できることが必要。学部・学科等の設置や見直しが柔軟かつスピーディにできるようにしないと、社会の動きや地方の人材ニーズに対応できない。
- 社会人・留学生をはじめとする多様な学生を大学が受け入れるようにするために、科目履修や交換留学生などの短期間の学修となる学生も「学生」としてカウントできるようになるとともに、そうした学生については、一定程度、定員を超過して在籍しても良いような仕組み考えるべき。
- 一旦学部等を設置すると、それを閉じて、新たな分野の学部を創ることは簡単ではないため、社会のニーズに対応し、多様で柔軟な教育プログラムを提供する上では、教育の質が保障されていることが前提であるが、設置基準の「自ら開設」の原則は見直しても

良いのではないか。

(質保証を担う人材)

- それぞれの大学、教職員レベルまで質保証の考え方を浸透させていくことが重要。
- 大学の質保証、評価についての業務を遂行できる人材を育成することも必要。
- 質保証システムを機能させるためには、設置認可審査にせよ、認証評価にせよ、何のためにこのような取組を行っているのか、その目的や意味づけについて大学関係者で共有し、一人ひとりが共通理解を図ることが必要ではないか。
- 大学の質保証というものは、それぞれの大学及び教職員の問題であるということが基本であると考えている。質保証の仕組みの目的や効果について、大学の中あるいは教職員の中で共通の意識を持つことが非常に重要である。

(質保証への学生等の参画)

- 3つのポリシーや内部質保証は現在、設置審や認証評価のためのものと思われるがちだが、本来は学修者のためにあるものであり、質保証を実質化するためには、質保証の考え方・仕組みが大学の構成員全体で共有されていなければならない。とりわけ最大の構成員である学生が制度的に関与する仕組みを考えるべき。
- 学生というものを大学の重要な構成員として捉えて、内部質保証の中に組み込んでいくことも重要ではないか。
- 学修者本位ということを考えると、学生が何を身に付けたか、何ができるようになったかという学修成果に基づく質保証が重要。そのためには、学生が質保証システムに参加する仕組みが必要。
- 評価の水準という意味では、社会あるいは企業等の視線を取り入れ、第三者の目として、統一的に見るような仕掛けが必要ではないか。
- 歴史的な背景や社会との関係も異なる中で、日本の制度に組み込んでいく上では、十分な検討が必要となる。例えば、外部の目を評価者の中に入れるとしても、ピアレビューとしての歴史を積み上げてきたこととの刷り合わせが必要となるだろう。
- 大学の自立性を担保しつつ、我が国の大学全体の教育の質を高めるためには、大学内・大学間のピアレビューの仕組みを強化し、活性化する必要がある。

(「全国学生調査」の活用)

- 全国学生調査を活用し、ある程度共通したもの用いることによって、評価者や入学してくれる学生にとっても分かりやすいものになるのではないか。
- 学修者本位の観点からは、学修者の実態から評価されるべき。文部科学省と国立教育政

策研究所で試行実施されている「全国学生調査」など、共通調査のデータを質保証システムに組み込むことは有用な手段ではないか。

(質保証としての情報公表)

- 「質の保証」と「情報公表」とのあいだには、「質が保証されていることを公表する」のみならず、「情報が公表されることによって、大学間の競争が促され、ひいては質の保証、質の向上がもたらされる」という関係もある。「情報公表」から「質の保証」を考えることも必要。
- 公共性を有する大学の社会的役割という点からも、受験生への情報提供という観点からも、3ポリシーや内部質保証に関する情報は、積極的に公表すべき。
- 設置認可、設置計画履行状況調査（アフターケア）、認証評価それぞれの段階で厳しい判断を行うことには限界があり、基本的には大学の自己責任で情報公表をもっと共通化、義務化していく方向が考えられるのではないか。
- 学生はもちろん、地域社会に対しても情報発信を一層充実させていく必要性があるのでないか。
- 社会との連携の中で大学の質を保証するためには、オンラインも活用して大学を公開していくことが必要。
- 大学が社会になかなか理解されていないという点に関して、今後は、分かりやすく情報公表していくという、情報公表と質保証ということが求められてくるのではないか。例えば、大学、学部の特徴を分かりやすく、大学で言うと3つのポリシーに示して、ディプロマ・ポリシーでどのような力が身に付くのかなどを伝えることが必要であるし、アドミッションポリシーで入学前の準備等についても伝えていく、しっかりと説明責任を果たしていくことが必要。情報公表の質保証についても必要。
- 学修成果の可視化は非常に重要である一方、先端的な取組を行っている大学であっても試行錯誤中でもあるので、その公表に当たっては、形式や内容について慎重であるべき。質を保証する取組が大学の格付けとなる動きもあり、十分な議論、検討が必要。